

強度行動障害児者集中的支援モデル事業に係る実施事業所等 が負担する費用及び支払方法等について

令和 8 年 2 月 4 日現在
(一社) 長野県知的障がい福祉協会事務局

《広域的支援人材に支払う報酬》

	時間	金額
訪問 1 回当たり	90 分	10,000 円
延長料金	30 分毎	3,000 円

※報酬は、訪問調査時から発生する。

※複数の広域的支援人材がチームを編成して訪問した場合には、人数分の報酬を算定する。

※訪問以外（オンラインでの実施等）の相談等も同様に算定する。

※訪問回数は、訪問調査を含め 12 回（3 月×4 回）までとする。

※集中的支援加算は、実施事業所に支給される。

【参考】集中的支援加算の内容

○集中的支援加算の概要（Ⅰ）【事業所訪問型】

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、県が選定する広域的支援人材が対象サービス事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として 1,000 単位/日（約 1 万円/日）を加える。なお、本算定する事業所等は、広域的支援人材に対して加算額を踏まえた適切な額の費用を支払う。

《集中的支援の実施に要する交通費》

交通費は、実費を実施事業所等が負担する。

なお、交通費の算定基準は、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会の旅費規程に準ずる。

～交通費の算定基準～

- ① 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び自家用車賃とする。
- ② 交通費は、広域的支援人材の勤務事業所を起点・終点とする。
- ③ 交通手段として車を使用した場合には、走行距離 1 kmにつき 25 円に相当する燃料費を、車賃として支払う。また有料道路を利用した場合は、その実費を支払う。

《費用の支払いについて》

実施事業所は、支援終了後に届く請求額を指定する口座に期限までに支払うこととする。（指定口座等の情報は、請求書に記載）